## 福島県土木部 BIM/CIM 活用工事試行要領 新旧表

頁	新	旧
	1~2 (省略)  3 工事費の積算 BIM/CIM 活用工事による費用は、見積を徴収して積算するものとする。活用内容の詳細が受注者との協議により決定すること及び3次元モデルの作成に要する作業が標準化の途上であることを鑑み、契約後に受注者からの見積により契約変更で対応する。	1~2 (省略)  3 工事費の積算 BIM/CIM 活用工事による費用は、見積を徴収して積算するものとする。活用内容の詳細が受注者との協議により決定すること及び3次元モデルの作成に要する作業が標準化の途上であることを鑑み、契約後に受注者からの見積により契約変更で対応する。
	また、受注者からの提案により、発注者が費用負担する場合は、発注者が活用効果等を確認のうえ必要と判断したものに限ることに留意する。 共通仮設費の技術管理費に積み上げ計上すること。 項目名:BIM/CIM 活用工事に要する費用 (削除)	また、受注者からの提案により、発注者が費用負担する場合は、発注者が活用効果等を確認のうえ必要と判断したものに限ることに留意する。 共通仮設費の技術管理費に積み上げ計上すること。 項目名:BIM/CIM 活用工事に要する費用 間接原価と一般管理費等を含めず、直接原価(直接人件費と直接経費)のみを積み上げ計上すること。
	4 (省略)	4 (省略)
	附則 本試行要領は、令和7年4月1日から適用する。	附則 本試行要領は、令和7年4月1日から適用する。
	附則 本試行要領は、令和7年7月8日から起工する工事に適用する。 また、令和7年4月1日から令和7年7月7日までに起工した工事については、受発注者間で協議し、必要と認められる 場合は、本試行要領を適用できる。	